

**「令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託業務」に
係る仕様書
(企画提案公募用)**

1 委託業務名

令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託業務

2 背景及び目的

本県の赤土等流出問題について、全体の流出量の約8割が農地由来であり、農地の赤土等流出防止対策が重要課題となっている。しかし、農地対策は、農家にとって新たな作業や対策費用が発生するにもかかわらず、そのコストは農作物へ価格転嫁できず、直接所得に結びつくものではないことから、取組が遅れている状況である。

このため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用した「赤土等流出防止営農対策促進事業（補助金）」により、重点監視海域（「沖縄県赤土等流出防止基本計画」で定める、特に対策が重要な地域。）等を有する各市町村赤土対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）では農業環境コーディネーターを配置し、農地対策の実践や普及啓発に取り組むことで、地域における農地対策の普及や活性化を図っている。

農地の赤土等流出防止対策は、営農行為と両立しつつ、継続的に行っていくことが重要であり、そのための活動資金の確保が課題となっているが、これまでの取り組みから赤土等流出防止の対策用資材を二次利用し、収益化に繋げる仕組みが構築されつつある。

よって、本業務により、持続的な赤土等流出防止体制の構築に向けた赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及を実施する。

3 業務期間

令和6年度～7年度(予定)

4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

※契約は年度ごとに締結するものとする。

5 予算額(令和6年度)

(1) 委託上限額

提案に当たっては、14,347千円以内(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で見積もること。なお、この金額は、企画提案のために提示した目安金額であり、契約金額ではないことに留意すること。企画提案の採択後、業務内容及び金額を調整することがある。

(2) 積算費

積算の費目は、次のとおりとし、各費目の内訳や積算根拠を示すこと。

ア 人件費

イ 直接経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目)

ウ 一般管理費 [(人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする。]

※ 再委託費のうち請負契約に必要な経費については、一般管理費の算定にあたり控除しなくてもよい。

エ 消費税

6 委託業務内容

地域における赤土等流出防止活動の主体となる地域協議会の今後の在り方も考慮した上で、次の取組について企画提案すること。

企画提案にあたっては、平成29年度～令和5年度の同委託業務の内容を踏まえ、企画設計の見直し、改良、問題点の整理等を行いつつ、令和6年度に実施する取り組みを中心に示すこと。

また、業務期間(令和6～7年度)中における全体のロードマップを提示し、年度毎の取組内容(計画・概算費用)についても示すこと。

(1) 資金確保に係る情報収集

企画提案にあたっては、実施内容、実施体制、取組手法、スケジュール等を示すこと。

(2) 資金確保の制度の実証

資金確保の制度については、地域協議会が自ら実施可能な収益事業等をベースにすること。

また、資金確保の手法として各種ツール類の開発、情報発信、イベントの開催等を提案する場合は、これらの実施内容、実施体制、取組手法、スケジュール等も含めて示すこと。

(3) 普及啓発の実施

農地の赤土等流出防止対策、地域協議会や農業環境コーディネーターの活動を広く県内に知らしめることを念頭に提案すること。

農地の赤土等流出防止対策は農業者の理解、協力が不可欠であることから、地域協議会が農業者に対して活用できる意識啓発、対策の普及啓発の方法を提案すること。

既存のWebサイト「赤土流出防止プロジェクト(※)」の管理、運営を行うこと。

※<https://redsoilproject.jp/>

(4) その他

本業務を実施するに当たり必要又は有効と考えられる企画提案。

(5) 成果物

委託業務の終了の日までに以下の成果物を提出すること。

- ・委託業務報告書(A4版)及びこのデータを保存したDVD-R等の電子記録媒体
部数：各3部

委託業務の成果について、報告書として取りまとめること（委託業務にて作成した映像やリーフレット等の完成品及び使用した素材のデータも含む。）。

なお、データ形式等については、担当職員と調整すること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

8 著作権

(1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

(2) 本業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たって、県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、委託契約の仕様書については、変更する場合がある。
- (4) 企画提案書が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 企画提案において資金確保に係る制度の実証及び普及にあたり、その過程で寄付金等が生じる場合には、その管理や活用等について予め県と協議し、覚書を交わすこと(別添(案)参照。企画提案の内容によって記載内容は調整する。)

覚 書 (案)

沖縄県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、令和6年〇月〇日付けで契約した「赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託契約書」に係る委託業務(以下「委託業務」という。)において、乙が獲得した寄附金等の取り扱いについて、次のとおり覚書を取り交わす。

(寄附金等の管理)

第1条 委託業務の実施により乙が獲得した寄附金等については、地域協議会の赤土等流出防止対策に係る活動資金や普及啓発として使用するものとし、乙は、口座を開設し、乙自ら管理すること。

(寄附金等の使途)

第2条 獲得した寄附金等の使途については、委託業務の目的に沿ったものとし、事前に甲と協議すること。

(善管注意事項)

第3条 乙は、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

(実地調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、寄附金等の受入・執行状況、使途、その他必要な事項について報告を求め、または実地調査することができる。

(寄附金等の管理の中止等)

第5条 乙は、災害その他やむを得ない事由により寄附金等の管理が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、覚書の解除又は一部変更を行うものとする。

3 前項の規定により、覚書の解除又は一部変更を行ったときは、甲乙協議の上、書面により清算するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、その責に帰する事由により、寄附金等の管理に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(覚書の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除し、若しくは変更し、又は既に寄附された寄附金等の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする。

(1) 乙がその責めに帰する理由により、この覚書に違反したとき。

(2) 乙がこの覚書に違反したとき。

2 甲は、前項の規定による覚書の解除等によって生じた乙の損害については、その賠償の責任を負わないものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 乙は、「令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託契約書」第14条の実績報告書と併せて、寄附金等の収入・支出状況について書面により甲に報告しなければならない。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、寄附金等の管理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 乙は、寄附金等の管理に関する帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を年度毎に整備し、5年間保存しなければならない。

(有効期間及び有効期間の継続)

第11条 本覚書の有効期間は、各条項で期間の定めがある場合を除き、「令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託契約書」で定める契約期間満了日までとする。

(補 足)

第12条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年〇月〇日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙 沖縄県〇〇〇〇
〇〇 〇〇